

## 博物館学芸員実習受入要項

当園では博物館法施行規則第1条に基づき、学芸員資格の修得を希望する学生に対し、動物園内での博物館資料の収集、保管（育成）、展示および調査研究などの学芸員に必要な技能の習得を目的とした博物館実習を実施します。

実習費：15,000円（7日間）

実習地：池田動物園内

実習内容：主に博物館資料の保管（育成）を中心に、調餌などの飼育作業や展示動物の観察、骨格標本や掲示物などの二次標本の制作、博物館資料および展示動物を用いた調査研究を実施し、それらの成果を発表（展示）する。

実習対象者：博物館法第5条第1号の規定に基づき、博物館実習単位修得を目的した主に自然科学等を専攻している大学3年生以上の方

実習時間：7日間 4月～10月 8：30～17：30 / 11月～3月 8：30～17：00

申込み方法：まず当園までご連絡ください。その後、担当者の指示に従い、必要書類を提出してください。実習希望日については相談に応じることがありますが、状況によって受け入れられない場合がありますので、ご了承ください。

担当連絡先：実習担当 中山（ナカヤマ）

動物園：086-252-2131 担当直通：080-8986-4835

電話受付時間はいずれも 9:00～17:00

### 注意事項：

- ・実習期間中の通勤方法や宿泊施設においてはこちらから指定や手配をすることはありません。
- ・実習中に不適切な行為や当園からの注意喚起を無視するような態度が認められる場合は、実習を中止する場合があります。
- ・実習生は実習中に知りえた個人情報等を、実習中および実習後に漏洩しないでください。
- ・実習生が実習中に被った事故、災害、負傷および疾病などについて、業務内外の別に問わず、当園は一切の責任を負いません。
- ・実習に関わる傷害保険等は、実習生や所属機関が各自の責任で加入してください。
- ・実習生が故意、不注意で動物園に大きな損害を与えた時、本人もしくは保護者を含む保証人、所属機関の責任において償うものとします。
- ・午前7時の時点で各種警報が発令された場合は、当日の実習は中止といたします。
- ・やむを得ず遅刻する場合は、必ず連絡をしてください。
- ・作業で使用した衣服については感染症予防のため他の衣服とは別に携行し、洗濯も分けて行ってください。